チューリップ中新湊薬局

1　当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。

2　当薬局は、どの保険医療機関の処方せんでも応需します。

3　生活保護法、難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法(指定小児慢性特定疾病)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(精神通院医療、更生医療、育成医療)、労働者災害補償保険法、在宅患者訪問薬剤管理指導、居宅療養管理指導(介護保険)、麻薬小売業者等の指定を受けています。

4　患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。記録は電子化され、データセンター（外部保存）に保管されます。

5　処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して服薬指導等を行います。

6　開局時間内または開局時間を延長し、処方せんを受け付けた場合には、夜間・休日等加算を算定しています。

① 平日１９時以降

② 土曜日１３時以降

③ 年末年始（１２/２９～１/３。ただし日曜日・祝日を除く）

7　災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保しています。

8　当薬局では、患者に必要な医薬品を確保するため、薬局間の医薬品の融通、地域の医療機関との情報共有などに努めております。

9　当薬局は、以下の施設基準に係る届出事項を、地方厚生局に受理され加算を算定しています。

調剤基本料３イ	薬局の基本的な調剤に関する体制を整えています。
調剤ベースアップ評価料	保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制を整備する目的で算定しています。
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	厚生労働大臣が定める地域医療への関わりと安定的な医薬品供給体制に関する施設基準に適合し、後発医薬品を積極的に使用する体制を整備しています。
薬剤服用歴管理指導料の4 情報通信機器を用いた服薬指導	情報通信機器を用いた服薬指導を行います。
特定薬剤管理指導加算2	悪性腫瘍の治療患者に対して、医療機関と連携して必要な情報提供及び、指導を行います。
在宅中心静脈栄養法加算	在宅で中心静脈栄養法を受ける患者に対し、在宅での療法状況に応じた管理や指導を行います。
連携強化加算	災害や新興感染症の発生時などにおける医療品供給や衛生管理など、必要な対応ができる体制をととのえています。
電子的診療情報連携体制整備加算	医療DX(オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ共有など)に対応できる体制を整えており、薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・利用し、患者に適切に説明することにより、質の高い医療の提供に努めています。
バイオ後続品調剤体制加算	バイオ後続品(バイオシミラー)を積極的に使用する体制を整備しています。

開局時間

月火木金曜日	9:00～13:00　15:00～18:00
水曜日	9:00～11:00
土曜日	9:00～12:30

休 局 日　日曜日･祝日･お盆･年末年始

〒934-0027　射水市中新湊7-18
TEL　(0766)82-3811
FAX　(0766)82-3899
時間外・休日・夜間電話　080-3041-1690

2026年11月版

「調剤明細書」発行について

医療の透明性や患者さまの情報提供を
積極的に推進していく観点から
平成28年4月1日より、
一部負担金が無い方にも
個別での調剤報酬がわかる明細書を
無料で発行いたします。
尚、明細書には薬剤名・調剤方法等の
情報も記載されています。
ご本人または代理の方が会計を行う際に
明細書の交付を希望されない場合は、
事前に受付に申し出てください。
ご不明な点につきましては
薬局スタッフにおたずねください。

チューリップ調剤株式会社

2026年度調剤報酬点数表

■調剤基本料■

① 調剤基本料１	調剤基本料2,3および特別調剤基本料A,Bのいずれにも該当しない場合	47点
② 調剤基本料２		30点
③ 調剤基本料３	イ	25点
	ロ	20点
	ハ	37点
※特別調剤基本料	A	5点
	B	3点
門前薬局等立地依存減算	既に多数の薬局が開局している地域又は医療モール内に2026年6月1日以降、新規開局の場合	基本料より15点減算
複数医療機関の同時受付時2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降	各調剤基本料の80％
※未妥結および、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な業務未実施に対する減算 右記のいずれかが該当する薬局。	・妥結率 50%以下 ・医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況の報告未実施 ・薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的業務を1年間実施していない場合	各調剤基本料50％に減算
地域支援・医薬品供給対応体制加算1＊	地域における医薬品の安定供給の確保の必要な体制を有し、後発医薬品数量割合85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算2＊	①の基準に加え、調剤基本料1を算定し、地域支援への貢献に係る十分な体制整備と実績を有する薬局	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算3＊	①の基準に加え、調剤基本料1を算定し、地域支援への貢献に係る十分な体制整備と相当の実績を有する薬局	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算4＊	①の基準に加え、調剤基本料1以外を算定し、地域支援への貢献に係る十分な体制整備と実績を有する薬局	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算5＊	①の基準に加え、調剤基本料1以外を算定し、地域支援への貢献に係る十分な体制整備と相当の実績を有する薬局	59点
連携強化加算＊	施設基準に適合し届け出を行っている薬局にて調剤を行った場合	5点
後発医薬品減算	後発医薬品の調剤数量が50%以下（処方箋受付状況踏まえ、やむを得ない場合は除く）	基本料より5点減算
バイオ後続品調剤体制加算＊	施設基準に適合し、バイオ後続品を調剤した場合	50点
在宅薬学総合体制加算1＊	施設基準に適合し届け出を行っている薬局にて、在宅患者の調剤を行った場合	30点
在宅薬学総合体制加算2＊	イ　単一建物診療患者（居住者）が１人の場合	100点
	ロ　イ以外の場合	50点
電子的調剤情報連携体制整備加算＊	電子処方箋応需体制等の要件を満たし、重複投薬等チェック体制を行う体制のある薬局。月１回まで	8点
分割調剤（長期保存の困難性等）	1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
分割調剤（後発医薬品の試用）	1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
分割調剤（医師の分割指示による場合）	服薬情報提供料を除く所定点数を分割指示回数で除した点数を算定　（服薬情報等提供料はつど所定点数を算定）	
リフィル処方箋	リフィル処方箋による調剤は調剤を行う毎に受付1回とし所定点数を算定する	

■薬剤調製料■

内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）	1調剤につき、3剤まで	24点
屯服薬		21点
浸煎薬	1調剤につき、3調剤まで	190点
湯薬	1調剤につき、3調剤まで	
7日分以下の場合		190点
8日分以上28日分以下の場合（1日～7日目の部分）		190点
〃　（8日～28日目の部分）		10点 / 1日分
29日分以上の場合		400点
注射薬		26点
外用薬	1調剤につき、3調剤まで	10点
内服用滴剤	1調剤につき	10点

■薬剤調製料に対する加算■

無菌製剤処理加算＊	※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液	成人	69点 / 1日分
〃	15才未満の小児	237点 / 1日分
抗悪性腫瘍剤	成人	79点 / 1日分
〃	15歳未満の小児	147点 / 1日分
麻薬	成人	69点 / 1日分
〃	15歳未満の小児	137点 / 1日分
自家製剤加算	予製剤による場合又は錠剤を分割する場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数を算定	
自家製剤加算（内服薬）	1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		20点 / 7日分
液剤		45点
自家製剤加算（屯服薬）	1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		90点
液剤		45点
自家製剤加算（外用薬）	1調剤につき	
錠剤、ﾄﾛｰﾁ剤、軟・硬膏剤、ﾊﾟｯﾌﾟ剤、ﾘﾆﾒﾝﾄ剤、坐剤		90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、洗腸剤		75点
液剤		45点
計量混合調剤加算	1調剤につき　※内服薬・頓服薬・外用薬 予製剤による場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数を算定	
液剤		35点
散剤、顆粒剤		45点
軟・硬膏剤		80点

■使用薬剤に対する加算■

麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）	1調剤につき	70点、8点、8点、8点

■調剤基本料および薬剤調製料等に対する加算■

時間外加算（時間外、休日、深夜）	基礎額＝調剤基本料・その加算+薬剤調製料+調剤管理料+無菌製剤処理加算の合計	基礎額の100%、140%、200%
夜間・休日等加算	処方箋受付１回につき	40点

■薬剤料■

使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃　（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円またはその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料Ａ・Ｂの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

■特定保険医療材料料■

特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

注意

１点の単価は10円

＊印の加算・指導料・管理料は地方厚生局に届出受理されたもののみを算定しています。

■薬学管理料■

調剤管理料				
調剤管理料1　内服薬（内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く。）を調剤した場合（1調剤につき）	1剤につき、3剤まで			
イ　長期処方（28日分以上）の場合		60点		
ロ　イ以外（27日分以下）の場合		10点		
調剤管理料2　1以外の場合		10点		
調剤時残薬調整加算	イ　在宅患者への処方前に処方医に処方変更を提案し提案が反映された処方箋を受け付けた場合	50点		
7日以上相当の処方日数の変更が必要	ロ　在宅患者に対して処方日数変更が行われた場合（イ以外）	50点		
（6日分相当以下はレセプトに理由を記載で算定可）	ハ　かかりつけ薬剤師が調剤日数の変更を行った場合（イ・ロ以外）	50点		
	ニ　イロハ以外	30点		
薬学的有害事象等防止加算	イ　在宅患者への処方前に処方医に処方変更を提案し提案が反映された処方箋を受け付けた場合	50点		
	ロ　在宅患者に対して処方変更が行われた場合（イ以外）	50点		
	ハ　かかりつけ薬剤師が処方変更を行った場合（イ・ロ以外）	50点		
	ニ　イロハ以外	30点		
服薬管理指導料	処方箋受付1回につき			
① 原則3ヶ月以内に再度処方箋を持参	手帳の提示あり			
イ かかりつけ薬剤師が行った場合	継続的・一元的服薬管理	45点		
ロ イ以外の場合		45点		
② ①の患者以外	手帳の提示なし			
イ かかりつけ薬剤師が行った場合	継続的・一元的服薬管理	59点		
ロ イ以外の場合		59点		
③ 介護老人福祉施設等に入所している患者に訪問・オンラインを含む	月4回まで	45点		
④オンライン服薬指導を行った場合				
イ　原則3ヶ月以内に再度処方箋を提出	手帳の提示あり	45点		
ロ　在宅患者であり通院困難(ハの場合を除く)	在宅患者訪問薬剤管理指導料と合わせ月4回	末期悪腫瘍患者・麻薬注射・中心静脈栄養法患者は週2回かつ月8回		59点
ハ　在宅患者の急変等に対応	在宅患者訪問薬剤管理指導料と合わせ月4回	末期悪腫瘍患者・麻薬注射・中心静脈栄養法患者は週2回かつ月8回		59点
ニ　イロハ以外	原則3ヶ月以内に再度処方箋を提出し、手帳提示なしの場合など	59点		
※特例　手帳の活用実績が相当程度あると認められない薬局	※手帳の活用実績5割以下の場合（加算の算定不可）	13点		
「服薬管理指導料の加算」服薬管理指導料4ロ・ハ算定時は特定薬剤管理指導加算1~3、吸入指導加算の算定不可				
麻薬管理指導加算		22点		
特定薬剤管理指導加算　1	イ　特定の薬剤（ハイリスク薬）が新たに処方された患者に対して、必要な指導を行った場合	10点		
	ロ　特定の薬剤（ハイリスク薬）をすでに服用中の患者で、用法用量の変更など薬剤師が必要と認めた場合	5点		
特定薬剤管理指導加算　2　（月1回）	外来がん化学療法を行っている患者に対して服薬期間中に必要な指導、医療機関への情報提供等を行った場合	100点		
特定薬剤管理指導加算　3	イ　初回処方時にRMP等による説明や緊急安全性情報を提供・指導した場合	5点		
	ロ・調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明・指導した場合「対象薬の最初の1回の処方時」 ・バイオ医薬品の一般名処方又はバイオ後続品変更の際、バイオ後続品の有効性等を説明した場合「対象薬の最初の1回の処方時」	10点 10点		
乳幼児服薬指導加算	服薬指導を行い、指導内容を手帳記載	12点		
吸入薬指導加算　（６ヶ月に１回）	吸入薬の処方患者(喘息・慢性閉塞性肺疾患・ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ)に所定の指導等を行い処方医に情報提供した場合	30点		
小児特定加算	児童福祉法第56条の6第2項に規定する18歳未満の患者に必要な薬学的管理指導を行った場合	350点		
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算(３ヶ月に１回)	服薬管理指導料1・2のイ算定患者にかかりつけ薬剤師が電話等により継続的確認と指導を行った場合	50点		
かかりつけ薬剤師訪問加算(６ヶ月に１回)	服薬管理指導料1・2のイ算定患者を訪問し残薬対策を行い医療機関に情報提供した場合	230点		
外来服薬支援料1	月1回まで	185点		
外来服薬支援料2（処方箋受付1回につき）	一包化を行い必要な服薬指導及び服薬状況確認を行い服薬管理を支援した場合			
	42日分以下の場合	34点 / 7日分		
	43日分以上の場合	240点		
施設連携加算　（月1回）	2の要件に加え、特養等へ訪問・協働し、入所者等に服用中薬剤の一包化を含む整理等を支援した場合	50点		
服用薬剤調整支援料　1（月1回）	6種類以上の内服→2種類以上減薬し、4週間以上継続した場合　※文書で医師に提案	125点		
服用薬剤調整支援料　2（６か月に1回）	複数医療機関からの6種類以上の内服薬処方について、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および文書で医師へ調整提案 かかりつけ薬剤師１人につき月４回まで	1000点 ※2027年6月1日から適用		
調剤後薬剤管理指導料（月1回）	地域支援・医薬品供給対応体制加算2~5届出薬局に限る			
	1　糖尿病薬が新たに処方または投薬変更のある糖尿病患者	60点		
	2　入院経験があり、作用機序の異なる循環器官用薬等の複数治療薬の処方を受けている慢性心不全患者	60点		
服薬情報等提供料①（月1回）	保険医療機関からの求めにより、服用薬の情報等を保険医療機関へ文書により提供した場合	30点		
服薬情報等提供料②（月1回）	イ　保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合	20点		
	ロ　リフィル処方箋に基づく調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合	20点		
	ハ　介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合	20点		
服薬情報等提供料③（3ヶ月に1回）	入院予定の患者について、医療機関の求めがあった場合	50点		
在宅患者訪問薬剤管理指導料	患者 麻薬注射使用患者 中心静脈栄養法対象患者は週2回かつ月8回	算定間隔週１回　薬剤師1人につき		
① 単一建物診療患者が1人の場合		650点		
② 単一建物診療患者が2~9人の場合		320点		
③ ①および②以外の場合		290点		
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	服薬管理指導料1・2・4ハ合わせて月4回	末期悪性腫瘍患者 麻薬注射使用患者は週2回かつ月8回		
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料　1	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴う場合	500点		
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料　2	1以外の場合	200点		
在宅患者緊急時等共同指導料	月2回まで	700点		
「在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料の加算」				
小児特定加算	児童福祉法第56条の6第2項に規定する18歳未満の患者に必要な薬学的管理指導を行った場合	450点		
在宅中心静脈栄養法加算＊	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して必要な薬学的管理及び指導等を行った場合	150点		
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算＊	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して必要な薬学的管理及び指導等を行った場合	250点		
麻薬管理指導加算		100点		
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児であって、通院困難な患者に対し、患者または家族に対して薬学管理および指導を行った場合	100点		
「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1の加算」				
夜間訪問加算	末期悪性腫瘍、麻薬注射使用患者に対し、保険医の求めにより緊急訪問した場合	400点		
休日訪問加算	末期悪性腫瘍、麻薬注射使用患者に対し、保険医の求めにより緊急訪問した場合	600点		
深夜訪問加算	末期悪性腫瘍、麻薬注射使用患者に対し、保険医の求めにより緊急訪問した場合	1000点		
経管投薬支援料　（初回のみ）	経管投薬を行っている患者に対して、簡易懸濁法による服薬支援を行った場合	100点		
退院時共同指導料	入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点		
在宅移行初期管理料（1回まで）	在宅移行時等に認知症・乳幼児・末期がんなど重点的支援が必要な単一建物1人患者の場合	230点		
訪問薬剤管理医師同時指導料　（6ヶ月に1回）	単一建物診療患者／居住者１人の場合、訪問診療医との同時訪問	150点		
複数名薬剤管理指導訪問料	単一建物診療患者／居住者１人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点		

■その他■

調剤物価対応料	3月に1回	1点（令和9年6月1日から2点）
調剤ベースアップ評価料	受付1回につき	4点（令和9年6月1日から8点）

チューリップ調剤株式会社

許可番号 第小局0042　号

薬　局　開　設　許　可　証

氏　　名　　チューリップ調剤株式会社

（法人にあっては、名称）

薬　局　の　名　称　　チューリップ中新湊薬局

薬　局　の　所　在　地　　射水市中新湊7-18

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第１項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和4年 3月14日

富山県　高岡厚生センター所長　　垣内　孝子

有　効　期　間　　令和4年 4月 1日　から
令和10年 3月31日　まで

注意　この許可証は薬局の見やすい場所に必ず掲示すること。

更新
管理医療機器販売業

患者のみなさまへ

令和８年６月から

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和８年６月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の２分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

在宅医療を推進しています!!



薬剤師がご自宅を訪問し
薬の飲み方・使い方や
残薬確認などの
服薬支援を行っています。

後発医薬品・バイオ後続品の使用促進について

当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）
および、バイオ後続品（バイオシミラー）
の使用を積極的にお薦めしています。





チューリップ調剤株式会社

薬剤配送の負担金について

日頃より当薬局をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当薬局では、薬剤配送に伴い、以下の負担金をお願いしております。

- 配送業者による配達・・・・配達にかかる実費
- 当薬局職員による配達・・・1回につき500円

ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

チューリップ調剤株式会社

居宅療養管理指導(介護予防含む)実施のご案内

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導 及び 介護予防居宅療養管理指導

薬剤師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とは、要介護または要支援認定を受けた患者様がお薬を安心して安全に使用していただく為、医師の指示のもとに行う訪問サービスです。

薬剤師がご自宅や施設を訪問し、あらかじめ策定した薬学的管理指導計画に基づき、薬学的な管理指導（効果の確認・使用上の注意の説明・副作用など身体への影響の継続的確認・管理のサポート等）を本人や家族、施設スタッフ等に対して行い、関係職種への必要な報告を行います。

2. 営業日及び営業時間

月火木金曜日	09:00～13:00　15:00～18:00
水曜日	09:00～11:00
土曜日	09:00～12:30

休局日　　日曜日･祝日･お盆･年末年始

（※注）緊急時は上記の時間に限りません

3. 利用料金（１割負担の場合）

①基本部分

単一建物居住者が１人の場合	５１８円
単一建物居住者が２～９人の場合	３７９円
単一建物居住者が１０人以上の場合	３４２円

※月４回まで
※厚生労働大臣が定める疾患の方の場合2回／週かつ月8回まで

情報通信機器を用いて行う場合（月1回）　　４６円

②加算部分

麻薬管理指導加算	１００円／回
医療用麻薬持続注射療法加算	２５０円／回
在宅中心静脈栄養法加算	１５０円／回
特別地域加算	上記基本部分の１５％
中山間地域等における小規模事業所加算	上記基本部分の１０％
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	上記基本部分の　５％

※情報通信機器を用いた場合を除く

別紙10

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

（事業の目的）

第1条　指定居宅療養管理指導事業者が行う居宅療養管理指導の業務の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

２　利用者が要介護状態または要支援状態となった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条　要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

２　地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療および福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

３　適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

1　保険薬局であること。

2　在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。

3　麻薬小売業者としての許可を取得していること。

4　利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

（従業者の職種、員数）

第3条

１　従業者について

1　居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置する。

2　従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

3　従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

２　管理者について

常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条　薬剤師の行う居宅療養管理指導の提供にあたっては、医師および歯科医師の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

２　訪問等により行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医へ報告し、介護支援専門員へ情報提供する。また、必要に応じ他のサービス事業者に情報提供する。

（営業日および営業時間）

第5条　原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された開局日、開局時間とする。但し、業務、利用者の関連において、やむを得ず時間外、開局日外に実施することもある。

２　利用者には、開局時間外の連絡先を提示する。

（通常の事業の実施地域）

第6条　通常の実施地域は、薬局のある中学校校区とする。

（指定居宅療養管理指導の内容）
第7条　薬剤師の行う居宅療養管理指導の内容は、以下のとおりとする。
- 処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- 薬剤服用歴の管理
- 薬剤等の居宅への配送
- 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複服用、相互作用等の回避
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）
第8条　利用料については介護報酬の公示上の額とする。
２　利用料については、居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者または家族等に居宅療養管理指導のサービス提供に係わる重要事項説明書および契約書により説明し同意を得、居宅療養管理指導契約書により契約を交わしておく。

３　居宅療養管理指導に要した交通費は、無料とする。

４　利用者に対して、1回の利用料については減額または免除することは不可とする。なお、交通費については減額または免除を可能とする。

（緊急時等における対応方法）
第9条　居宅療養管理指導実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）
第10条 指定居宅療養管理指導事業者は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修会の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
２　従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
５　この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は開設者と調整の上定めるものとする。

本規程は平成30年6月1日から施行する。

重要事項説明書
（ 居宅療養管理指導のサービス内容 ）

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第３７号第８条に基づいて、事業者であるチューリップ中新湊薬局「乙」という）が利用者＿＿＿＿＿＿様（以下「甲」という）に説明すべき重要事項は次の通りです。

1.　事業者概要

事業者名称	チューリップ中新湊薬局
事業者の所在地	射水市中新湊 7-18
電話番号	0766-82-3811

2.　事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけ医の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、チューリップ中新湊薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営方針	1　利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2　上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 3　利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接かかわる上記関係者に必要な情報を提供する以外、法律に定められた守秘義務を守ります。

3.　提供するサービス

乙がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導サービス】

1　乙の薬剤師が、医師の指示に基づいて薬を調剤するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬の飲み方、使用法、保管方法等のご説明や、服用中の他の薬との飲み合わせ、薬の重なりの確認および食べ物との飲み合わせの確認を行ったり、不都合な症状のご相談等をお受けしたりして、薬を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。また、身の回りのケア用品等のご相談もお受け致します。

2　サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明致します。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なくご質問、ご相談下さい。

4.　乙の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	１名	・常勤者　（１名） 勤務時間　（月・火・木・金）9：00～18：00 （水）9：00～11：00 （土）9：00～12：30
事務員	１名	・常勤者　（１名）

		勤務時間　(月・火・木・金)9：00～18：00 (水)9：00～11：00 (土)9：00～12：30

5.　担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

薬剤師　山崎　みき　（主担当）

責任者　山崎　みき

1　担当薬剤師は、常に名札を着用しております。
2　甲は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、乙は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
3　乙は、担当薬剤師が退職するなど正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることと致します。）
4　甲から担当薬剤師に対し、サービスを阻害する行為が認められた場合、乙が契約を解除する場合があります。

6.　営業日時

乙の営業日時は、以下の通りです。

営業時間：	(月・火・木・金)9：00～18：00
	(水)9：00～11：00
	(土)9：00～12：30
休　　日：	日曜日･祝日・年末年始

7.　通常の事業の実施地域

通常の実施地域は、薬局のある○○中学校校区とします。
なお、通常の実施地域は目安であり、当該地域を超えてサービスを行わないということではありません。

8.　緊急時の対応等

1　緊急時等の対応として携帯電話により、２４時間常時連絡が可能な体制をとっています。
　携帯電話番号（080-3041-1690）
2　必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

9.　利　用　料　（　1　割　負　担　の　場　合　と　し　て　記　載　）

【基本部分】

居宅療養管理指導利用者負担額として

（1）単一建物居住者数

A　同一月、単一建物居住者１人に対して行う場合	５１８円/回
B　同一月、単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	３７９円/回
C　上記以外の場合	３４２円/回

※算定する日の間隔は６日以上、かつ月４回を限度。ただし、がん末期および中心静脈栄養を受けている方への訪問は、１週間に２回、かつ、月８回が限度となります。
※ユニット数が３以下の認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)については、建物全

体ではなく、それぞれのユニットにおいて単一建物居住者の人数を計算します。
※同居する同一世帯の利用者は、それぞれＡとなります。
※当該建築物において、本サービス利用者数が当該建築物の戸数の１０％以下の場合、または、当該建築物の戸数が２０戸未満であって、本サービスの利用者数が２人以下の場合にはＡとなります。
（２）情報通信機器を用いて行う場合（月１回）　　４６円/回
・上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。
・上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。
・居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

【加算部分】（基本部分に追加される費用、１割負担の場合として記載）

加算の種類	加算の要件	加算額
麻薬管理指導加算	麻薬など特別な薬剤が使用されている場合	１００円／回
特別地域加算	当事業所が山村振興法等で指定される特別地域に所在する場合	上記基本部分の１５％
中山間地域等における小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、豪雪地帯・過疎地域等の中山間地域等に所在する場合で、１月当たりの延訪問回数が別に定める規定以下の小規模事業所である場合	上記基本部分の１０％
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の５％
医療用麻薬持続注射療法加算	対象の利用者に必要な薬学的管理指導を行った場合	２５０円／回
在宅中心静脈栄養法加算	対象の利用者に必要な薬学的管理指導を行った場合	１５０円／回

10. キャンセル料
利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。
ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無　料
利用日の当日で連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の 10%

11. 利用料等のお支払方法
当月分、翌月支払いとなります。（口座引落、訪問時に直接払いのいずれか）

12. 苦情申立窓口
(1)乙のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡下さい。

1 連絡先電話番号　：　０７６－４４１－１３３１
2 担当者　：　チューリップ調剤株式会社
3 ご利用時間　：　月曜日～金曜日　午前９時～午後５時４０分

(2)苦情処理の体制
・乙は、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じることとします。
・乙は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととします。
・乙は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととします。
(3)公的相談窓口
・富山市福祉保健部介護保険課　　電話番号：０７６－４４３-２０４１
・高岡市福祉保健部長寿福祉課　　電話番号：０７６６-２０-１３７３
・富山県国民健康保険団体連合会　電話番号：０７６-４３１-９８３３
　ご利用時間：平日　午前９時～午後５時まで

13. 事故発生時の対応
・乙は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる事とします。
・乙は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
・乙は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うこととします。
・乙は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じることとします。

令和　　年　　月　　日

事業者（乙）は利用者（甲）に対する居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、甲に対して、重要事項説明書に基づき重要事項を説明致しました。

（乙）事業者　　事業者　　チューリップ中新湊薬局
　　管理薬剤師　　山崎　みき　　㊞

　　所在地　富山県射水市中新湊 7-18
　　説明者　山崎　みき　　㊞

私は、重要事項説明書に基づく説明を受け、同意しました。

（甲）利用者　　住所
　　氏名　　㊞
　利用者の署名代理人または後見人
　　住所

薬局控

氏名　　㊞